

山梨県公報

第二千四百号

平成二十三年

一月二十日

木曜日

目次

土地改良事業計画の適当決定……………一七
 道路の区域変更(三件)……………一七
 道路の供用開始(三件)……………一八
 公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証申請(四件)……………一九
 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二〇

告 示

山梨県告示第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、西八代郡市川三郷町鴨狩津向二八八番地宮澤正樹ほか四名から申請のあった土地改良事業(下木戸土地改良事業共同施行)の施行について適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
 平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し
規約の写し
- 二 縦覧期間
平成二十三年一月二十一日から同年二月十八日まで
- 三 縦覧場所
市川三郷町役場
- 四 異議申出期間
平成二十三年二月十九日から同年三月五日まで

山梨県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月十日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 山保久那土線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町山保字柳沢一三三番の一地先から 西八代郡市川三郷町山保字柳沢一三二六番の一地先まで	七・五	七・五	一六・五	六一・五
	四〇・五			

山梨県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年二月十日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市酒折町字山腰の丁一三七八番の一四	二二・八			一三三・〇

地先から
甲府市酒折町字山腰の丁一三七八番の一地
先まで

新	一五・四	一三三・〇
	一三・八	
	一六・六	

山梨県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
甲斐市下今井字古町一七一番地の四地先から	旧	一〇・〇	四八・二
甲斐市下今井字古町一七一番地の一地先まで	新	一〇・八 一三・二	四八・二

山梨県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
山保久那土線		西八代郡市川三郷町山保字柳沢 一三三三番の一地先から 西八代郡市川三郷町山保字柳沢 一三一六番の一地先まで	六一・五	平成二十三年一月二十日

山梨県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町河西字大林四六 九番の二地先から 中巨摩郡昭和町河西字大林四七 一番地先まで	四三・〇	平成二十三年一月二十日

山梨県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	甲府韮崎線	甲斐市下今井字古町一七一番地の四地先から	四八・二	平成二十三年一月二十
		甲斐市下今井字古町一七一番地の一地先まで		日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十二年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 Mom

2 代表者の氏名 堀内詠子

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町大石二千三百七十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、心・命・生き方・子育て・介護などをテーマとした実体験手記をもとにした朗読や、様々な思いを語りで伝え、障害を持つ人やその家族などが、共存していく地域への理解を求め、地域社会においての自立に向けた福祉支援事業を行う。命の尊さ、生きる大切さを考え、誰もが自分らしく生きがいを持ち暮らしていくる為の自己形成から地域構築を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年一月四日から同年三月三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十三年一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人富士ヶ嶺自然学校

2 代表者の氏名 武田史人

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山千七百七十二番地

4 定款に記載された目的

この法人は、富士山と周辺地域の自然を愛する世界の人に対して、富士山麓周辺の自然を活用し、自然界の仕組みを学び体験することで、私達の「未来への責任と可能性」を研究・創造し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型環境に関する研究開発、提言を行い、活動を通して富士山周辺の環境保全と維持に努め、より良い地域づくりに寄与することで地域の持続可能な活性化を目指し、協働で取組む地域社会の構築を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年一月六日から同年三月五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十三年一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人太陽の子

2 代表者の氏名 ソムブナランチメグ

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条四千三百一十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、モンゴル共和国の貧しい子どもたちが、教育や職業訓練などを受けられるよう支援する。これによって多くの子どもたちの自立と地域住民の生活向上をはかり、地域社会の発展と、さらには世界の平和に寄与することを目的とする。モンゴル共和国の人々への理解と友好を深め、互いに支え合いながら共に生きる社会の実現を目指し、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年一月十一日から同年三月十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人こうふ元気エージェンシー

2 代表者の氏名 土橋克巳

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市千塚一丁目八番十五号

4 定款に記載された目的

この法人は、甲府市を人の集まる元気な街としていくため、甲府市内外の方々に対して、まちおこしに関する事業を行い、中心市街地の賑わいづくりはもとより、まち全体の活性化及びコンセンサス形成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年一月十一日から同年三月十日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人甲州元気村

2 代表者の氏名 柏木清次

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町勝沼千二百六十八番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、安全安心な食料・農林水産物の供給を担う農林

水産業を守り育て、かつ暮らしを支え助け合う二十一世紀のむらづくりに関する各種事業を行い、人々が生き生きと、元気で幸福に暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年一月六日から同年三月五日まで